

生地ふるさと暮らし推進協議会「住・定・夢の館」利用要項

1. 利用形態及び利用時間、休館日について

- (1) 協議会の事業目的に即し、宿泊利用を前提とする。協議会事務局のある黒部市コミュニティセンター事務員の配置時間内に鍵の貸出しを実施する（返却も同様）。
- (2) 原則として、休館日は設定しない。

2. 利用者の範囲

特に規定はないが、児童が宿泊する場合は、保護者又は指導者が同伴すること。

3. 利用の承認

施設を利用しようとする者は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。（利用日前3日までに）。

4. 利用の制限

- (1) 協議会は利用者に対し、管理上必要な条件を付することができる。
- (2) 次の場合は利用を承認しないものとする。
 - ・その利用が事業の目的に反するとき。
 - ・その利用が秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。
 - ・その利用が施設、附属設備及び備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ・その他管理上支障があると認められるとき。
- (3) 上記によって利用者に損害が生じても、協議会は、その賠償の責めを負わない。

5. 使用料 1人2泊3日：6,000円（中学生以下は無料）以降1泊あたり3,000円加算
※ただし、中学生以下であっても布団を使用する場合は、1人2泊3日：6,000円とする。
※定住体験施設のため、利用は2泊以上からの利用になります。

6. 利用者を守っていただくこと

- (1) 寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示を行わないこと。
- (2) 施設、附属設備及び備品を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気の使用、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

7. 損害賠償の義務

利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

8. その他

あとの方のために、「来た時よりも美しく」を心がけていただきますよう、美化清掃等に心がけること。

設置 平成24年7月31日
改訂 平成28年6月15日
改訂 平成29年4月1日
改訂 令和4年10月1日

令和 年 月 日

生地ふるさと暮らし推進協議会長 へ

住所 _____

氏名・団体 _____
(代表者)

携帯電話() _____

自宅電話() _____

自宅 FAX() _____

「住・定・夢の館」利用承認申請書 { 協議会控 ・ 利用者控 }
次のとおり利用したいので、申請します。

1. 利用目的

2. 利用日時

年 月 日 午後 時 ~ 年 月 日 午前 時

3. 利用人員及び区分

総人員 人 (男 人、女 人)

(一般・大学 人、高校生 人、小・中学生以下 人)

4. 布団レンタルの有無

5. その他

(注意事項)

- 1 利用当日この申請書を持参し、係員に提示してください。
- 2 承認された事項に変更が生じたときは、係員に申し出てください。
- 3 火災等について常に留意し、利用に係る室内の秩序の維持に努めてください。
- 4 利用者の責めにより施設又は備品に破損等が生じたときは、利用者の責任において原状に回復し、又は所定の弁償をしなければならない。
- 5 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 6 その他係員の指示した事項は、必ず守ってください。